住宅用火災警報器の設置推進

千葉市(人口93万人)

概要

高齢者世帯等を対象に、住宅防火訪問を実施。各世帯・住宅ごとの防火安全性の現状評価や改善のための防火指導を行っている。

また、防火訪問の際には、住宅用火災警報器の設置状況を把握し、希望者を対象に、福祉部局が行う給付等事業への申請指導も行っている。

背 景

住宅火災による死者の増加に鑑み、千葉市において も消防法改正に伴う火災予防条例の改正(平成18年6 月1日施行)を行い、新築住宅については施行の日か ら、既存住宅については平成20年6月から、住宅用火 災警報器等を設置することを義務付けた。

条例の施行を受け、既存住宅への火災警報器等の積極的な設置促進を図っているところであるが、住宅火災においては死者数の過半数を高齢者が占めており、今後の高齢化の進展も踏まえ、高齢者等の災害時要援護者住宅への住宅用火災警報器の早期設置が急務となっている。

災害時要援護者住宅に対する防火訪問

1.概要

市内の高齢者世帯等を対象に、防火訪問を実施。各世帯・住宅ごとの防火安全性の現状評価及び改善のための防火指導を行っている。

また、防火訪問の際には、市の福祉部局が所管している「要援護老人等日常生活用具給付等事業」の給付対象品目に住宅用火災警報器が含まれていることを紹介し、同制度を活用した住宅用火災警報器の普及を促進している。



【防火訪問の様子】

2. 防火訪問の内容

【防火訪問の主な内容】

住宅火災の現状説明及び住宅防火対策の啓発 住宅用火災警報器の必要性の説明及び給付事業 (要援護老人等日常生活用具給付等事業)の紹介 取扱事業者等に関する情報提供及び設置指導書 (適切な設置場所、機種)の交付 給付事業申請書の記載要領等の説明

実績·評価

【実績】(平成18年度)

防火訪問実施世帯数:1874世帯

(うち要援護老人等日常生活用具給付等事業への

給付申請:380件)

【評価】

個人情報取扱いの問題により高齢者世帯等の把握が 困難になっている状況から、町内自治会や民生委員等 と連携することで、積極的に防火訪問希望者を募って いるが、今後もさらに草の根的な広報活動を展開して いく必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局 消防局 予防課

関連部局 保健福祉局 高齢福祉課

【連携のポイント】

高齢福祉課所管の給付事業を活用することにより、 高齢者世帯等へ住宅用火災警報器のさらなる設置が期 待できることから、火災予防運動など様々な機会を捉 えた当該事業の広報活動を実施している。

また、給付申請がスムーズに行われるよう、訪問する職員が給付事業の対象や申込方法等の熟知に努めた。

問い合わせ先

消防局 予防課

043-202-1613